

普及センターだより

くりはら

宮城県栗原農業改良普及センター

第127号



思いを形にあなたのチャレンジ支えます。
応援します。農業普及

〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
TEL 0228-22-9404 (地域農業班)
0228-22-9437 (先進技術班)
FAX 0228-22-6144, 5795
E-mail khnokai@pref.miagi.jp
URL: http://www.pref.miagi.jp/soshiki/nh-khsgsn-n/



飼料米直播の様子（伊豆野農業生産組合）

「農政改革元年」に思う。「飼料用米」で栗原農業を元気に！

4月の定期異動で所長に着任した鹿野と申します。同じ栗原地域事務所の畜産振興部長からの転任です。栗原の農業が少しでも元気になるよう精一杯がんばつてまいりますのでよろしくお願いします。

栗原地域は水稻と畜産が農業の基幹作目でこの2部門で農業産出額の約9割を占めています。水田の3分の1強では転作が行われ、残念ながら、不作付け（調整水田、保全管理）が30%と最も多く、飼料作物の26%を超えていました。担い手の高齢化や転作に不向きな山間地や基盤整備がされていない条件不利な水田が多いことなどがその理由として考えられますが、毎日の通勤の車窓から目にする遊休化した田んぼは今の農業情勢を象徴しているようでとてもさびしい気持ちにさせられます。

国は平成26年を「農政改革元年」と位置づけ、農地中間管理機構、経営所得安定対策、水田フル活用、日本型直接払いの4つの改革をスタートさせました。畜産畑を歩んできた私はこの政策を有効に活用して水稻農業と畜産を力強く結びつけ、栗原の農業全体の活性化を図っていかないと考えています。その決め手になるのは「飼料用米」の生産です。飼料用米は主食用米と同様に水田を水田として利用することができ、生産体系も全く同じです。潜在的に利用可能な田んぼが水田全体の3割もあるのだとプラス思考でとらえたいと思います。

経営所得安定対策では飼料用米に数量払いが導入され、最大で反当10.5万円が交付されます。さらに、多収性の専用品種の活用により産地交付金の追

加配分を受けられるなど飼料用米への支援が拡充されています。専用品種を作付けし多収することと稻わらを畜産利用する耕畜連携助成にセットで取り組み、交付金を最大限に活用することで主食用米並みの所得確保が可能になるのです。

このため、県では本年度から飼料用米生産拡大推進事業を立ち上げ、専用品種の種子確保と低コスト栽培の実証に取り組んでいます。また、多収性の専用品種についても古川農業試験場で育成した多収品種の東北211号が知事特認品種として国から認定を受け、平成28年度から本格的に一般作付けできる予定です。さらに、畜産試験場では牛や豚への給与試験が実施され、給与技術も確立されつつあり、飼料用米の生産・利用の素地づくりは着実に進んでいます。

今年の作付準備はすでに終了していると思われますので、普及センターでは来年度以降の飼料用米の導入に向けて生産者や畜産農家への意向調査や啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。すでに、市内の畜産関係者の中には飼料用米に関心を示し、飼料用米の貯蔵・加工用施設の導入を検討する動きもあり、生産者と実需者との橋渡し役も果たしてまいります。

農家の皆さん、飼料用米生産に取り組み、美しい田んぼを取り戻し、所得の向上につなげて栗原の農業を元気にしていきませんか！普及センターはしっかりと応援してまいります。

農業改良普及センター所長 鹿野裕志

シリーズ プロジェクト課題

No.1

放射性物質吸収抑制対策の徹底と計画的な検査による安全な農産物の生産と流通の確保

2011年の福島第一原子力発電所事故の影響で農産物の放射性物質検査が始まって4年目になろうとしています。この間、米、大豆をはじめ各農産物の検査等に御協力頂き有り難うございます。普及センターでも国や県の試験研究機関と連携しながら放射性物質濃度に影響する要因解析や吸収抑制対策について検討してきたところです。その結果、米、大豆、そば等では塩化カリなどの速効性カリ肥料を施用して土壌改良することにより放射性物質の吸収を抑制し、生産物中の濃度を低下させることができてきました。

た。今年度も安全な農産物生産に向けて、栗原市やJA栗っこ等の関係機関と連携しながら土壌診断に基づく吸収抑制対策を進めて参ります。また、計画的な放射性物質検査により農産物の安全性を確認し、円滑な流通を支援していきます。



「放射性物質検査の様子」

No.2

促成いちごの安定生産に向けて

栗原市は、水稻との複合経営による野菜栽培が多く栽培されています。産地としては、生産者の減少などの課題を抱えているものの、促成いちごは栽培面積や生産者数が増えてきました。ところが、ここ数年は冬期間も平年より気温が低く推移し、さらに燃油高騰等いちごにとっても厳しい状況にあります。そこで普及センターでは、JA栗っこやいちご専門部会と連携し安定生産に向けた活動を展開していきます。昨年度末から関係者の協力を得て、管内4カ所に生育調査ほを設けました。調査結果等は「いちご情報」にまとめお知らせしています。現在は、次

作に向けた親株の調査や部会員のほ場を巡回中です。



「イチゴ現地検討会」

No.3

「栗原りんご」のブランド力向上に向けて

栗原市では金成、高清水を中心に約17haほどのりんご栽培が行われています。生産されるりんごはミツ入りの完熟品が特徴で、県内有数の高品質りんご産地となっていますが、近年、生産者の高齢化による栽培面積の減少や技術格差が広がりつつあるほ



「サワールージュ」

か、販路の開拓が課題となっています。

そこで、生産者一人一人に対し、「栽培者個別シート」を作成し、自ら改善点に気付くこ

とで、栽培技術の高位平準化を図っていくほか、近年増加傾向にあるハダニ類の薬剤抵抗性発達の現状

把握を行うことで、より効果的な防除技術の習得を支援します。販売面では、加工特性の高い本県新品種「サワールージュ」の導入に伴い、果肉入りドレッシングなどの新商品開発支援を行って参ります。



「ドレッシング試作の様子」

農薬は使用方法をラベルでよく確認し、正しく使いましょう!

シリーズ プロジェクト 課題

No.4 「あなたの農業経営の発展をサポート（くりはらMMN塾）」

平成25年度に開設し、受講生に好評をいただいた「くりはら MMN 塾（M：もっと、M：儲かる、N：農業）」は、内容を見直し、新たなコース、講座を設定し、経営の発展を目指す農業経営体の受講をお待ちしております。平成26年度のおすすめ講座は、集落営農組織支援コースの合意形成講座、集落営農ビジョン作成講座、また、昨年度、好評であったコミュニケーション能力をベースとしたプレゼンテーション養成講座、企画力養成講座も継続します。さらに、女性起業支援コースを新たに設定し、女性の方も参加しやすい講座を準備しています。

なお、募集要項、申込書のダウンロードは当センターHPから行えます。

普及センターHP

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-khsgsin-n/>



「農業簿記基礎講座」

No.5 新たに経営を開始した新規就農者等の経営安定化を目指して

農作物の栽培技術や農業経営ノウハウ等に不安を感じている新規就農者が農業経営者として自立できるよう支援するため、普及センターでは平成25年度から、認定就農者及び青年就農給付金受給者を対象とした支援活動を実施しています。

平成26年度は、重点指導対象5戸の方々の目標収量の確保や経営管理手法の習得などを目標として、栽培技術や経営管理能力向上に向け、個別対応支援や、集合研修「くりはら MMN 塾」による支援などを実施していきます。

また、平成24年度から実施されている国の「青年就農給付金」は栗原市内でこれまで11戸の方が

活用されています。本年4月1日には、一部の要件が緩和されるなど制度の変更が行われているため、今後も、栗原市等関係機関とも連携しながら、就農前からの相談、青年等就農計画作成、就農後の支援



などを行い、新規就農者の方の制度の活用を支援していきます。（要件緩和の概要は4ページをご覧ください）

「ベテラン農業者によるマンツーマン指導」

No.6 「地域農業を担う営農組合の経営体質強化を目指して」



「伊豆野農業生産組合」

栗原地域では地域農業の担い手確保や営農持続のため、品目横断的経営安定対策等を活用して市内各地に集落営農組織が設立されました。

その内、1組織が法人化し、更なる経営体質の強化に取り組んでおります。現在、多くの営農組合は、最近の農業情勢の変化や担い手不足等の課題に対応するため、将来を見据えた営農ビジョンの策定や、法人化も含めた集落営農のあり方、担い手確保育成、農地集積、経営改善の方向等の検討に取り組んでお

ります。

こうした取り組みは、年々増えており、当センターでは、その内の一つである伊豆野農業生産組合（志波姫地区）を対象に、営農ビジョン作成、法人設立に向けた支援を行っております。また、営農ビジョンに基づき、水稻や大豆等の栽培技術向上による収益アップ、新たな品目導入や作業体制の整備など、地域を担う営農組合のモデルとして将来とも継続しうる経営体質の強化を支援していきます。



「園芸品目（キャベツ）の導入」

みやぎ食料自給率向上運動実施中！「めぐりゆく季節のおいしさ 宮城から」



「第2回栗原地域農業経営トップセミナー」

第2回栗原地域農業経営トップセミナー開催

平成26年3月13日(木)に、栗原市志波姫のエポカ21において、「第2回栗原地域農業経営トップセミナー」(主催:宮城県、栗原市、栗っこ農業協同組合)を開催しました。

セミナーは、収益性の高い農業経営を実現するため、法人化を含めた取り組み事例を学ぶことにより、地域農業・農村の維持・発展に果たす役割、進むべき道について考え、行動を促すことを目的とし、開催されました。

はじめに、有限会社アグリードなるせ代表取締役社長の安部俊郎氏から「集落営農組織の法人化による発展と進むべき道」と題して、将来の集落営農の進むべき道について、熱い思いを語っていただきました。

続いて、管内で法人化を目指し活動している「伊豆野農業生産組合(志波姫)」、「刈敷大江北営農組合(志波姫)」、「輝井水稻集団栽培組合(一迫)」の各組合長から法人化への取組状況について事例発表をいただきました。

その後、東北大学大学院農学研究科教授の伊藤房雄氏をコーディネーターとし、「地域の担い手として集落営農組織、生産組織の発展と進むべき道」をテーマにパネルディスカッションを行いました。セミナーには、当初の予定人数を大幅に超え150名が参加し、活発な意見交換が行われました。

良食味米「やまのしづく」の知名度アップと 作付け拡大に関する総合検討会

平成26年3月14日(金)に、栗原市の花山温泉湯山荘において「良食味米「やまのしづく」の知名度アップと作付け拡大に関する総合検討会」を開催しました。

栗原地域では「ひとめぼれ」が90%を超えて作付けされていたため、バランスの良い水稻品種の作付けを目指して、山間高冷地栽培に適した良食味米「やまのしづく」を栗原地域に定着させようと、平成24、25年の2カ年間、関係機関一体となり取り組みました。

当日は、一迫商業高等学校、生産者、飲食店業者、商工会、観光物産協会、JA栗っこ、栗原市、当事務所から約20名が参加しました。

はじめに、一迫商業高等学校から、ゆるキャラ「こめたん」、「こめみん」、「しづく」の制作、Tシャツの作成、

PRイベント(試食会)、これまでの活動について報告がありました。

また、「やまのしづく」を使用した「釜めし」、「イワナ丼」等を試食し、今後、飲食店における新たなメニューとして提案されました。

最後に、パネルディスカッションを行い、今後とも関係機関がそれぞれの能力、機能を活かしながら連携し、継続した活動を展開していくことを確認しました。



「やまのしづく」試作メニューの試食

青年就農給付金が利用しやすくなりました(給付要件が一部緩和されました)

平成26年3月28日付けで青年就農給付金に係る実施要綱が改正・施行され、平成25年度と比べ給付要件が一部緩和されました。青年就農給付金には下記以外にもいくつか要件がありますので、関心をお持ちの方は当普及センターへお問い合わせください。

担当 地域農業班 本多、上野

給付金の タイプと 概要	「準備型」	農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、年間150万円を最長2年間給付
	「経営開始型」	人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定就農者等に対し、年間150万円を最長5年間給付(給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合、給付停止)
要件の変更点 (平成26年 4月1日以降 適用)	1 就農時の農地の要件が緩和	2 準備型における就農要件が緩和 (親元就農でも給付されることとなった)
	【旧要件】 <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> 【新要件】 <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還。 	【旧要件】 <ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと(親元就農は給付対象外) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> 【新要件】 <ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと。親元就農を目指す者については、研修終了後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること。

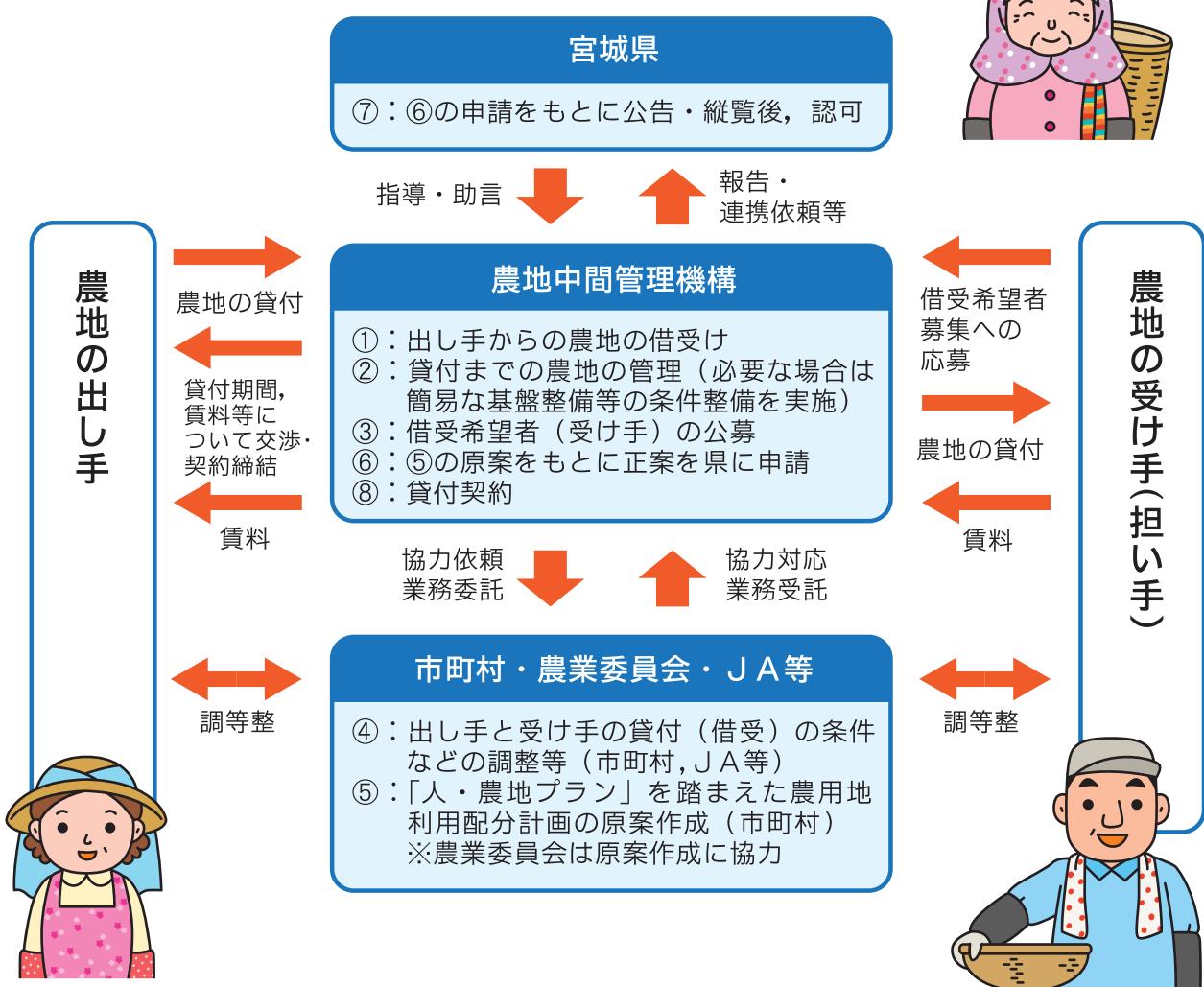
注) 上記の要件緩和は平成26年4月1日以降に給付申請される方にのみ適用されます。平成26年3月末日以前に青年就農給付金(準備型・経営開始型)の給付を受けている方は、平成26年4月1日以降も従前の要件が適用され、上記の要件緩和は適用されないのでご注意ください。

農薬散布作業中の事故に注意しましょう

農地中間管理機構が設立されました

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、競争力のある農業経営体の育成や、農業経営の規模の拡大や生産コストの削減等を図るため、農地の中間的受け皿である農地中間管理機構（農地バンク）が平成26年4月1日に業務を開始しました。農地の貸付希望者からの借受けと公募による農地の貸付けを行う農地中間管理事業が始まります。

1 機構の業務内容



2 相談窓口等

農地中間管理機構は、事業に関する相談や出し手・受け手との調整・契約業務等について、各地域の市町村や農協等と連携して進めてまいります。

農地中間管理事業についてや農地の貸借に関する相談は、（公社）みやぎ農業振興公社〔農地中間管理機構（仙台市青葉区堤通雨宮町4-17、電話022-275-9192）〕または、各市町村等へお寄せください。

* 平成26年7月頃より機構を通じた農地集積業務の開始
(借受希望者の公募開始) 予定



農業振興部及び農業改良普及センター職員紹介

(平成26年5月1日現在)



<主な業務>

【地域調整班】

- ◇経営所得安定対策
- ◇農業振興地域整備
- ◇農地法
- ◇農業金融
- ◇アグリビジネス関連事業
- ◇土壤汚染対策
- ◇エコファーマー農産物県認定制度

【地域農業班】

- ◇地域農業振興計画の推進
- ◇地域農業システムの確立支援
- ◇多様な担い手の確保育成
- ◇新規就農者等の育成

【先進技術班】

- ◇生産技術改善
- ◇農業経営改善
- ◇主要農作物の種子生産
- ◇農業労働改善
- ◇農業制度資金
- ◇農業安全指導
- ◇環境に配慮した農業の普及

地域調整班

TEL 0228-22-2268
FAX 0228-22-5795

地域農業班

TEL 0228-22-9404
FAX 0228-22-6144

先進技術班

TEL 0228-22-9437
FAX 0228-22-6144

農業用廃プラスチック類は適正に処理しましょう

この「普及センターだより くりはら 第127号」は、1,000部印刷し、1部あたりの単価は69円です。